

検案医に関するQ&A

Q 検案をやったことがありませんが、登録できますか？

A 可能です。
なお、検案未経験の方は、登録の前に、裏表紙の「検案業務サポート研修」や日本医師会の「死体検案研修」等を受講いただきますようお願い致します。

Q 登録したら、毎日検案しなければいけませんか？

A 毎日検案していただく必要はありません。また、検案要請を受けてもすぐに警察署へ行けない場合は、警察署と相談の上、出勤前や診療時間の合間、診療時間後の空き時間等を使って検案していただくこともできます。

Q 検案中に起こった事故等に対する補償制度はありますか。

A 万が一、検案業務に関連する事故（交通事故や二次感染などによる死亡やケガ、入院等）が発生した場合に備え、東京都において、保険会社と補償契約を締結しております（補償金額や内容は東京都が契約する保険会社の支払条件に基づく）。

検案業務サポート研修

東京慈恵会医科大学、杏林大学の法医学教室所属の医師が講師となり、検案業務に関する実践的な知識、技術に関する研修を行います。

2時間程度／回

会場：東京都内 参加費：無料

いま検案業務を行っていただいている方も、これから始めてみようと思った方も、ぜひ一度ご参加ください!!

問い合わせ先

検案医への登録について

ご所属の下記地区医師会へご連絡ください

西多摩医師会	0428-23-2171
北多摩医師会	042-524-6720
調布市医師会	042-483-8648
武蔵野市医師会	0422-54-6156
三鷹市医師会	0422-47-2155
府中市医師会	042-364-1337
町田市医師会	042-722-9486
西東京市医師会	042-421-4328
東久留米市医師会	042-473-5661
稲城市医師会	042-377-4946
八王子市医師会	042-622-6000
日野市医師会	042-584-0667
多摩市医師会	042-372-3488
立川市医師会	042-525-2597
小金井市医師会	042-381-8533
小平市医師会	042-343-8260
国分寺市医師会	042-322-4338

研修・その他のことについて

公益社団法人東京都医師会 TEL 03-3294-8821
FAX 03-3292-7097

多摩・島しょ地域

登録検案医 募集

「人が受ける最後の医療」を
より良いものとするために

あなたも検案医になってみませんか？



公益社団法人 東京都医師会

東京都保健医療局

多摩・島しょ地域で検案を行う医師を募集しています

正しい検案書が人間の最後の尊厳を守ります ～公衆衛生の向上と犯罪死の見逃し防止のために～

死体検案業務の内容

- 死因の明らかでない急性死や事故などで亡くなられた方々の検案を行って死因を判断し死体検案書を作成します。
- 多摩・島しょ地域でのこれらの検案業務は、検案医として登録された医師(登録検案医)が行っています。

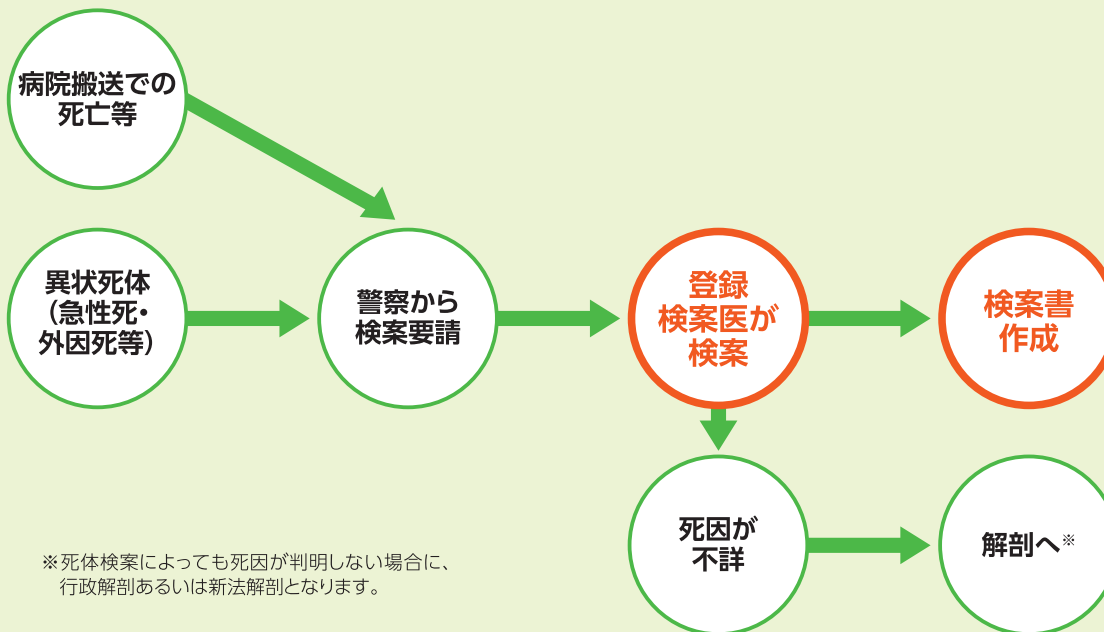
■検案する場所

多摩・島しょ地域の警察署等(登録検案医が所属する地区医師会の近隣エリア内となります)。

■検案にかかる時間

※1件当たり検案と検案書等の書類作成で合わせておおよそ30分程度です。

登録 検案医の 業務



※死体検案によっても死因が判明しない場合に、行政解剖あるいは新法解剖となります。

検案を行うには

検案医としての登録が必要です

- 登録は、裏面の多摩地域の地区医師会にて受け付けています。
- 登録にあたっては、多摩地域の地区医師会に詳細をお尋ねください。

登録資格

- 医師免許を有する方であれば、年齢や経験は問いません(研修制度あり)。

登録後は

- 多摩地域の所属医師会エリアの警察署から検案要請があった際、警察署等へ向かい検案を行っていただきます(上記フロー図を参照)。
- 月毎に地区医師会でとりまとめ、右記の金額を東京都がお支払します。

検案後にお支払する料金

検案1件につき、

平日	35,382円
休日・土曜	44,230円
5月連休(GW)	53,077円
年末年始	70,764円

(令和5年度東京都予算であり、今後、変更となる場合があります)

その他、夜間加算、深夜加算等もあります。詳細は、裏面の問い合わせ先までお尋ねください。